

東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「その」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

第10条の見出しを「（職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号中「乳幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。